

どっぶり高知旅キャンペーン推進委員会 会則新旧対照表

改正前	改正後
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)
第5条 1 (略) 2 会長は、高知県 <u>観光振興部長</u> をもって充てる。 3～4 (略)	第5条 1 (略) 2 会長は、高知県 <u>観光振興スポーツ部長</u> をもって充てる。 3～4 (略)
第6条～第14条 (略)	第6条～第14条 (略)
第15条 1 (略) 2 事務局は、高知県 <u>観光振興部</u> 及び公益財団法人高知県観光コンベンション協会が共同で運営する。 3 事務局長は、高知県 <u>観光振興部</u> 副部長(総括)を、また事務局次長は高知県 <u>観光振興部</u> 観光政策課長をもって充てる。	第15条 1 (略) 2 事務局は、高知県 <u>観光振興スポーツ部</u> 及び公益財団法人高知県観光コンベンション協会が共同で運営する。 3 事務局長は、高知県 <u>観光振興スポーツ部</u> 副部長(総括)を、また事務局次長は高知県 <u>観光振興スポーツ部</u> 観光政策課長をもって充てる。
第16条～附則 (略)	第16条～附則 (略)
	<u>附則 (令和6年6月14日一部改正)</u> <u>1 この会則は、令和6年6月14日から施行する。</u>